

「新しい修学支援制度について」 および説明会の案内

2020年度4月から「新しい修学支援制度」が始まります。

これは、経済的な理由で学び続けることをあきらめないよう「授業料の減免」と「給付奨学金」により意欲のある学生の皆さんの「学び」を支えるものです。

この新制度についての説明会を11月1日に行いますので、申込みを希望する人は必ず出席してください。

興味のある人も参加してください。説明会への事前申込みは不要です。

ただし、申込み要件として学業に係る基準と家計に係る基準があります。

また、今回の制度は在留資格が留学の人は対象外となります。

手続きのスケジュールについて

(1) 説明会: 11月1日(金)16:40～ 7E2 教室で説明会を行います。
(希望する人は必ず参加すること)

(2) 手続き: 11月中に必要な手続きを行います。
(インターネットによる申込み、確認書の提出、マイナンバーの提出など)

(3) 採用: 要件を満たすことが確認されると、2020年4月から新制度適用となります。
(要件を満たさない場合は、採用不可となります)

参 考

≪家計基準≫具体的には、「住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生」となります。

≪学業基準≫また学業などに係る要件もあり、

(1) 平均成績が所属する学部(学年)で上位 1/2 に属するか、

(2) 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ将来社会で自立し、

活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが

「学修計画書」により確認できることとなります。

※基準等については、一部抜粋です。